



埼玉県報

第 2 6 6 2 号
平成 2 7 年 1 月 1 6 日
金 曜 日

目 次

規則

- [農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則\(農業政策課\)](#)

告示

- [誘導結合プラズマ質量分析装置に関する落札者等の公示\(入札課\)](#)
- [平成26年10月から12月までにおける政府調達に関する苦情の受付及び処理の状況\(入札審査課\)](#)
- [鴻巣都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [管理美容師資格認定講習会の指定\(生活衛生課\)](#)
- [管理美容師資格認定講習会の指定\(生活衛生課\)](#)
- [営業所の所在地が確知できない建設業者の公告\(建設管理課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [埼玉県議会本会議等のテレビ放送業務委託に関する契約の相手方等の公示\(政策調査課\)](#)
- [県道熊谷小川秩父線の区域の変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道三沢坂本線の区域の変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道三沢坂本線の区域の変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道葛和田新堀線の区域の変更\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道葛和田新堀線の供用の開始\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道葛和田新堀線の区域の変更\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道葛和田新堀線の供用の開始\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [県立病院料金収納事務の委託\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [選挙人名簿登録者数の50分の1の数等\(選挙管理委員会\)](#)

規 則

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第一号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（昭和五十一年埼玉県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第十八条第三項第三号」を「第十八条第四項第三号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
誘導結合プラズマ質量分析装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県農林総合研究センター 埼玉県熊谷市須賀広784番地
- 3 落札者を決定した日
平成26年11月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社 埼玉県川口市川口5丁目12番34号
- 5 落札金額
16,524,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成26年9月12日

告 示

埼玉県告示第三十一号

平成二十六年十月から十二月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十七年一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告 示

埼玉県告示第三十二号

鴻巣市から鴻巣都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三十三号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により、
管理理容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

平成二十七年一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

イ 平成二十七年六月十五日から六月二十九日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

ロ 平成二十七年十月十九日から十月二十六日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市大宮区土手町一丁目二番地

J A 共済埼玉ビル

ハ 平成二十七年十一月九日から十一月十六日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

三 受講料

一万八千円

告 示

埼玉県告示第二十四号

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により、
管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

平成二十七年一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

イ 平成二十七年六月十五日から六月二十九日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

ロ 平成二十七年十月十九日から十月二十六日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市大宮区土手町一丁目二番地

J A 共済埼玉ビル

ハ 平成二十七年十一月九日から十一月十六日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

三 受講料

一万八千円

告 示

埼玉県告示第二十五号

次に掲げる建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により公告する。

平成二十七年一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地
株式会社エイコーコーポレーション	山崎 康男	埼玉県さいたま市西区清河寺五 一 番地一
株式会社小野土木	小野 千代恵	埼玉県さいたま市見沼区南中野四五二番地三二
有限会社杉建設	杉山 繁巳	埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目三二番地三スカイパレス東大宮一 二 一
大同軽鉄工業株式会社	富浦 建一	埼玉県さいたま市桜区白楸一五二番地八
廣澤土建株式会社	廣澤 埴夫	埼玉県さいたま市南区内谷三丁目一四番一七号
株式会社フレックス	猪鼻 元一	埼玉県川越市大字下赤坂一八〇二番地
有限会社升形建設	高橋 利男	埼玉県川越市大字鯨井一三七八番地一
安田工務店	安田 陸郎	埼玉県川越市藤間一六一番地
岡田工業株式会社	岡田 澄夫	埼玉県熊谷市玉井一九七三番地九六
株式会社ヨシマサ・ビルダーズ	吉田 正直	埼玉県川口市大字安行領家一〇四三番地の五
株式会社エイド	赤木 貞雄	埼玉県川口市東領家四丁目二番二号
株式会社たかはし	高橋 信雄	埼玉県坂戸市山田町一 一 番一八号
有限会社伊藤組	伊藤 義行	埼玉県入間郡三芳町大字上富一九五四番地

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地
有限会社梅津ダクト	梅津 一雄	埼玉県北葛飾郡杉戸町清地六丁目二五番二七号
有限会社紫藤設備工業	紫藤 勝廣	埼玉県川越市大字下広谷一九七番地
有限会社児矢野石材	児矢野 歩	埼玉県川越市大字南田島八〇一番地二
有限会社湯本組	湯本 春美	埼玉県川越市大字砂新田三三三番地二一
第一綜合機材株式会社	高橋 正之	埼玉県川口市領家一丁目一四番一四号
有限会社STK	関口 利明	埼玉県川口市戸塚東一丁目六番一号東川口ガーデンプラザ式番館一〇三号
有限会社阿部鉄工所	阿部 昭男	埼玉県川口市大字里五八九番地一
有限会社芳美舎	岡野 孝二	埼玉県川口市北原台一丁目一番三四
株式会社天雄建設	黒沢 孝男	埼玉県秩父市荒川久那三八一六番地六
株式会社本澤建設	本澤 準平	埼玉県上尾市瓦葺一六一番地の一
有限会社安東建設	安東 二男	埼玉県上尾市大字原市一四二五番地の七
高橋創建株式会社	杉山 信好	埼玉県朝霞市仲町一丁目八番一七号
株式会社佐藤工芸	佐藤 克彦	埼玉県朝霞市本町一丁目二九番四四号

株式会社中台組	有限会社猪鼻建興	有限会社スクワール	株式会社 R C ・ S O R A M A	有限会社清水圧送	商号又は名称
新井 幸雄	猪鼻 誠一	溝口 勝吾	杉崎 勝廣	清水 正巳	代表者の氏名
九 埼玉県児玉郡神川町大字元原一番地二	地三 埼玉県比企郡川島町大字角泉一四八番	埼玉県幸手市東三丁目一一番二一號	埼玉県北本市中丸七丁目一五三番地	埼玉県朝霞市幸町一丁目一番二二三号	主たる営業所の所在地

告 示

埼玉県告示第二十六号

平成二十六年埼玉県告示第千三百八十九号で公示した公共測量(三級基準点測量)は、平成二十六年十二月十二日終了した旨測量計画機関である神川町から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県議会本会議等のテレビ放送業務委託 1番組
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年11月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テレビ埼玉 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目36番4号
- 5 契約金額
63,390,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 福 島 浩 之

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 熊谷小川秩父線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
五 一 〇 番 二 地 先 ま で	秩 父 市 定 峰 字 長 畑 ケ ー 〇 九 七 番 一 地 先 か ら 同 市 定 峰 字 雁 膀	区 間
五 〇 ・ 二 〇	六 ・ 四 〇 〃 一 四 ・ 八 〇	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)
	九 二 ・ 〇 〇	延 長 (メ ー ト ル)
	(定 峰 一 工 区) 道 路 災 害 防 除 工 事	備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 福島 浩 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三沢坂本線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
一 地 先 ま で 町 大 字 三 沢 字 柳 沢 四 四 七 一 番	秩 父 郡 皆 野 町 大 字 三 沢 字 柳 沢 四 四 七 一 番 一 地 先 か ら 同 郡 同	区 間
一 三 ・ 五 〇 九 ・ 六 〇 ノ	六 ・ 七 〇 ノ 九 ・ 〇 〇	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)
五 六 ・ 二 〇		延 長 (メ ー ト ル)
		備 考 道 路 災 害 防 除 工 事 (三 沢 一 工 区)

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 福 島 浩 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三沢坂本線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
三 八 三 番 七 地 先 ま で	秩 父 郡 皆 野 町 大 字 三 沢 字 菜 莢 ノ 木 四 三 八 五 番 一 地 先 か ら 同 郡 同 町 大 字 三 沢 字 菜 莢 ノ 木 四	区 間
一 一 ・ 二 〇 〃 一 三 三 ・ 二 〇	八 ・ 四 〇 〃 一 一 ・ 二 〇	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)
五 八 ・ 〇 〇		延 長 (メ ー ト ル)
		備 考 道 路 災 害 防 除 工 事 (三 沢 二 工 区)

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 西 成 秀 幸

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 葛和田新堀線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>同市下奈良字久保南七九七 番八地先まで</p>	<p>熊谷市下奈良字久保南八六 六番九地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一二・〇〇〇 一二・〇〇</p>	<p>七・二四〇 一二・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四五・〇〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>道路改良工事</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 西 成 秀 幸

<p>葛和田新堀線</p>	<p>路線名</p>
<p>熊谷市下奈良字久保南 八六六番九地先から 同市下奈良字久保南七 九七番八地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十七年一月十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十七年一月十六日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号で告示した道路区域の供用開始である。 延長四五・〇メートル。</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 西 成 秀 幸

一 道路の種類 県道

二 路線名 葛和田新堀線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>同市中奈良字下ノ村 一三九六番一地先まで</p>	<p>熊谷市中奈良字下ノ村 一四〇七番一地先から</p>	区 間
<p>一三・〇〇〃 一五・〇〇〇</p>	<p>九・六五〃 一〇・一九</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一三七・九〇</p>		延 長 (メートル)
<p>道路改良工事</p>		備 考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 西 成 幸

<p>葛和田新堀線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>熊谷市中奈良字下ノ村 一四〇七番一地从から 同市中奈良字下ノ村一 三九六番一地从先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十七年一月十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十七年一月十六日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号で告示した道路区域の供用開始である。 延長一三七・九〇メートル。</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年一月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十六年九月九日

指令川建セ第二六〇〇六二〇号

二 検査済証番号

平成二十七年一月八日

川建セ第二六〇一三一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字南吉見字日向山二千番六十四の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県朝霞市東弁財三丁目四番十八号 ポレール三〇五号室

川野 朋奈

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年一月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十六年九月一日

指令川建セ第二六〇〇五五〇号

二 検査済証番号

平成二十七年一月十三日

川建セ第二六〇一三〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字田甲字前山千二百一十六、千二百一十九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市大字山田二千二十番地二 エレガントアルバニ〇三号室

葛叶南、楊姿

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年一月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

一 許可番号

平成二十六年九月四日

指令越建セ第二六〇〇二三〇号

二 検査済証番号

平成二十七年一月八日

越建セ第四一―一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字清地字笹内東千九十二番一、千九十二番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市緑町六―四―二九

山西 勇人

告示

埼玉県病院事業告示第一号

地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の四第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の料金の収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

平成二十七年一月十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県立がんセンター	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地 株式会社 ニチイ学館 代表取締役 齊藤 正俊	平成二十七年一月一日から平成二十九年九月三十日まで
埼玉県立小児医療センター	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地 株式会社 ニチイ学館 代表取締役 齊藤 正俊	平成二十七年一月一日から平成二十八年九月三十日まで

告 示

埼玉県教委告示第一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十七年一月十六日

埼玉県教育委員会委員長 高木康夫

一 日時

平成二十七年一月二十二日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県選管告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十七年一月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一八、三六四人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八三九、七七〇人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区

六五、六四九人

南第二区

一四四、〇五一人

南第三区

二三、四六三人

南第四区

三八、六〇〇人

南第五区

三一、〇八四人

南第六区

四三、〇六六人

南第七区

二六、四一九人

南第八区

二五、五〇三人

南第九区	四一、〇〇五人
南第十区	四七、五六六人
南第十一区	三〇、九〇六人
南第十二区	三〇、三四九人
南第十三区	六一、八一九人
南第十四区	三二、〇四八人
南第十五区	一九、〇九二人
南第十六区	三〇、四八一一人
南第十七区	一九、八〇一人
南第十八区	四三、八六一人
南第十九区	一九、四八六人
南第二十区	三三、七八三人
南第二十一区	三五、四四〇人
南第二十二区	二一、二四〇人
西第一区	九三、八七〇人
西第二区	四〇、八二六人
西第三区	二二、五〇〇人
西第四区	四二、七七六人
西第五区	一六、〇三八人
西第六区	二九、三九三人
西第七区	二三、九一四人
西第八区	九四、四七一人
西第九区	一五、六〇六人
西第十区	一三、三七五人
西第十一区	二七、二七二人
西第十二区	一八、九七〇人
西第十三区	一一、七〇九人
西第十四区	二四、三九五入
西第十五区	二六、六八六入
北第一区	一八、一七九人
北第二区	一一、九六八人
北第三区	一五、二四六人
北第四区	二一、三八八人
北第五区	四九、〇二七人

北第六区
東第一区
東第二区
東第三区
東第四区
東第五区
東第六区
東第七区
東第八区
東第九区
東第十区
東第十一区
東第十二区
東第十三区
東第十四区
東第十五区

五五、一六四人
二三、二四六人
一五、二〇一人
一八、七六四人
一五、〇七三人
一九、二三二人
一七、四六一人
二九、一四二人
五五、二一〇人
八九、六二四人
二二、六五八人
三六、八七四人
一七、七九一人
一四、八三六人
三一、二九五入
一八、一三一人